

〔部会研究 II〕

## 児童館の運営に関する一考察

研究第7部 高 橋 種 昭

研究第6部 金 子 一 宏

### 児童館の運営について

#### 1. 児童館の設置主体と経営主体

児童館の活動は社会福祉施策の一環として地域の全ての児童を対象とするものである。故に、設置並びに経営の主体はその性質上本来は公立機関であることが望ましい。

しかし、児童館本来の機能を十分に果たすために、開館日、開館時間の問題、職員の勤務体制上の問題、職員の資質の問題、その地域の他の社会資源との組織的なつながり、地域社会の実態などにそって、より効果的、弾力的な経営が期待される場合にはその経営を民間の児童健全育成のための機関などに委託することも許されよう。その際、設置主体である地方自治体が当然行なわれなければならない種々の援助、例えば運営に要する経費の交付、館内における事故等の防止施策についての積極的な参加協力が望まれるのは当然である。

#### 2. 児童館の運営

##### (1) 運営組織

児童館活動がその地域の実情、児童の要求からかけ離れたものであっては、児童の健全育成に十分な効果をあげることはできない。児童館がその機能を十分に発揮して児童の健全な育成を押しすすめていくためには、それぞれの地域の実情に即した、地域社会あるいは児童の要求に応じた運営がなされなければならない。

故に、児童館の運営にあたっては、地域社会の人々からなる児童館運営委員会、児童の代表からなる児童委員会、又、実際に児童に接して遊びの指導にあたる職員、館長からなる職員会議の三者が一体となって、運営の基本方針、具体的な内容について検討すべきものである。

##### ① 児童館運営委員会

児童館が地域住民の要求にそった運営をするためには、どうしてもその地域の人々に対し協力を求めると共

に、その意見を聞くことが必要である。そこで児童館の運営にあたっては、児童厚生員等職員の判断や考え方によってのみ運営されるべきではなく、その地域の代表者からなる「児童館運営委員会」を設置し、児童館の機能を地域の子ども達のために充分活用できるような積極的な援助、協力を求めるようにすべきである。

児童館運営委員会の具体的な構成は、地域の声が児童館運営に充分反映されることを考慮して、子ども会育成会、母親クラブ、地区PTA、地区社会福祉協議会、青年団体の代表者、町内会の代表者、関係行政機関の代表者等、児童の健全育成に関係あるものを選定することが望ましい。

更に、児童館運営委員会のメンバーの条件として、単に名誉職的な人や、自己の名声にこだわる人は避け、児童館の意義を充分に理解し、その機能を充分に発揮できるようにその地域の実態と子どもの状態をよく把握していて、実際に活動できる人でなければならない。

##### ② 児童委員会

児童館の運営、特にプログラムの立案、実施に関することがらについては、その地域の児童の要求が充分に取り入れられたものでなければならない。

そのためには、児童の代表者からなる児童委員会を組織し、彼等の協力参加による児童館事業の運営、企画を押しすすめる、その地域の児童の遊びに対する要求をとらえるように努力すべきである。児童委員会のメンバーには、ジュニアリーダーを養成し、これに当らせるようにすることが望ましい。

##### ③ 職員会議

児童館運営にあたって、その中核となるべきものは、児童に毎日接して遊びの指導に当る児童館職員である。それは、地域住民や児童から出される要求なり意見が、実際の児童館活動に取り容れることが可能かどうか、また、もし可能ならばどのような方法で具体化するのか等

については、直接、児童を指導する職員が最終的に検討すべき性質のものであるからである。

故に、児童館の運営の方針は、職員会議によって児童館本来の性格、機能をふまえたうえで、児童館運営委員会の意向、地域住民の要求、児童の要求等を尊重しながら検討、決定すべきである。

## (2) 児童館運営審議会

児童館活動の充実発展を計るために、各県毎に県内に存在する全児童館を対象とした「児童館運営審議会」を設置し、児童館が本来の機能を十分に果しているか、また果し得るような行政的措置がとられているか、児童館が適正に配置されているか等、全県的に児童館活動の上起こるさまざまな問題について審議すべきである。

児童館運営審議会の具体的な構成は、全県的な規模で、学校、社会福祉協議会、福祉関係、社会教育関係、警察等の代表者、学識経験者、児童の健全育成に関係あるものを選定することが望ましい。

## (3) 児童館相互の連携

児童館は、児童館活動の拡充発展をはかるために、県単位、あるいは地区単位に、児童館連絡協議会等を設置し、児童館相互の連携をはかるようにしたい。

児童館連絡協議会において、児童館相互の情報交換や児童厚生員等職員の資質を高めるための各種研修会を開催したり、あるいは地区ごとに児童館群を構成して、特殊技能指導者の各児童館の巡回指導を計るというように、児童館が本来の機能を十分に果すため、また児童館活動の発展のために各地区の児童の連携をはかることが望まれる。

## (4) 児童館と地域の関係機関団体との連携

児童館において児童の指導上おこるさまざまな問題の解決、あるいは適切な運営をすすめる上に、地域のあらゆる機関、団体と密接なる連携をはかり、それ等の機関や団体から積極的な協力が得られるように留意することが大切である。

たとえば、地域内にある児童図書館、体育館、児童相談所、福祉事務所、学校、保健所などの機関や、児童健全育成のための親の会、母親クラブ、ボランティア、サークルなどの地域組織活動の促進団体等に連携をはかり、積極的な協力を求めるようにする。

## (6) 児童館の開館日と利用時間

### ① 開館日

児童館の開館日、並びに開館時間については、その地域の児童の生活の実態に合ったものでなければならない。

児童館を利用する児童は小中学生であり、彼等が実際

に児童館を利用できる時間は下校後及び休日である。彼等が下校後あるいは、休日に彼等の生活する地域社会の中での活動の拠点として、また遊びの指導を受ける場としての児童館がもつ本来の機能を発揮するためには、彼等が児童館を利用できる時間的な要求にこたえるものでなければならない。また、遊び場のない児童に遊びの「場」を提供することも児童館のもつ機能のひとつである。もし、児童館が開館日を設けて休館するということは、児童館以外に遊び場のない児童に対して、極論を言えば、その日は健全で安全な遊びの場をなく奪することになってしまう。また、児童の「遊び」という活動は毎日繰り返されるものであって、本来「休む」ということではない。

以上のように、時間的、物理的、また活動的な児童のもつ要求を考慮すると、児童館は本来年中無休で開館すべき性格のものである。そこで、休館日を設けなければならない場合には、その地域の実情に合わせて来館児童の少ない日を選ぶべきである。

### ② 利用時間

児童館を利用する対象児童は、幼児、小中学生である。児童館の利用時間を定めるに当たっては、児童の実際に利用できる時間的要求と年齢学年差による活動的内容の相違、並びに季節的な利用時間の調整を配慮することが必要である。

対象児童である小中学生が利用できる平日の時間帯は下校後に限られるので、午前中の利用はできない、実際に利用できるのは小学校低学年で午後1時半～2時以降夕刻までであり、高学年になるに従って利用時間が減少する。

また、限られた施設設備を年齢、体力、活動内容の異なる児童が同時に使用することは困難であり、児童の年齢別のプログラムを編成したり、利用時間帯をずらすなどの配慮をしなければならない。特に中学生の利用については、小学生が終了後さらにひき続き1時間位は利用できるようにしたい。

更に季節的に日没時間が大変異なり、児童の生活時間もそれによって変化するので季節によって利用できる時間構成を考慮すべきである。

したがって開館時間については、季節によって春秋には小学生は日没前の午後5時半、中学生はその後もひき続き1時間位利用できるようにして、午後6時半頃の開館が望まれる。同様に夏期には、小学生は6時、中学生は7時の閉館、冬季には、小学生5時、中学生6時の閉館というように対象児童の学年、季節によって閉館時間をずらすような配慮が欲しい。

しかし、利用時間については、あくまでも地域社会の実情に応じて定めるべきである。幼児保育が要求される地域にあっては、学童の利用しない午前中を利用するなど、午前の閉館が望まれることもある。

対象を小中学生に限るならば、以上のように午後のみ利用時間にすれば、職員の勤務時間等の勤務体制も時差出勤等によって解決されよう。

休日の利用については、年齢学年に関係なく午前からの利用が可能である。したがって地域の実情に合わせて、閉館時間、閉館時間を考慮するようにしたい。

#### (6) 児童館における幼児保育について

児童館の主な利用対象を、自主的に来館することができ、また、自主的に個人的、集団的な遊びを展開することができる小、中学生とする意見が多い。

児童館における幼児保育が、保育所の代替機能となされるならば、児童館の存在意義から考えると不適当であり、児童館の対象児童に幼児までを含めるとするならば、対象児童は幼児から中学生までとなり、幼児児童の年齢差、遊びの内容差、施設設備上の問題、指導する職員構成、資質の問題等を考慮すると、人的、空間的に制限のある児童館において、すべての児童、幼児に対する遊びの指導、保育は困難であるというのがその意見である。

しかし都会においても農村においても幼児の遊び場に対するニーズは極めて大きく、それを除外して考える事はおよそ不可能である。あくまでも幼児、小学生、中学生を主な利用対象として考えるべきである。

### 3. 児童の管理

#### (1) 児童調査

児童館で行なわれる遊びの指導を組織的、継続的に行なうため、また、児童館を利用する児童の来館帰館時の安全管理の上からも、児童館を利用する児童の適確な把握が必要である。したがって、児童館は来館するひとりの児童に対して、必要とされる事項を調査することが望まれる。そのためにも児童の入館にあたって、登録制等を採用し、児童に関する充分なる調査をすることが必要である。

調査項目としては、①住所 ②氏名 ③年齢 ④学校名 ⑤家から児童館までの来館順路 ⑥児童館以外の遊び場所とその内容 ⑦友人関係 ⑧家族の状況(家族構成、親の職業など)。更に必要に応じて、⑨本人の生育歴 ⑩生活習慣等についても調査することが望ましい。また、でき得れば、入館後の指導経過等についても記録整備し、効果的継続的な指導に役立てることが望ま

れる。

#### (2) 児童の安全管理

児童館は来館する児童に対する安全管理に充分配慮することが必要である。児童館の規模や地域性によって安全管理の取り上げ方が異なるものと考えられるが、一般的に児童館における安全管理をより効果的にすすめる手がかりとしては、次の諸点について検討する必要がある。

##### ① 児童の来館帰館時の安全管理

児童の生活に悪影響を及ぼしている環境条件として、光化学スモッグや排気ガス等の公害、交通量がはげしい、道路が狭い等の交通事情、管理されていない川や空地、風俗営業や盛り場、工場、住宅、商店の密集等さまざまなものが存在している。児童館に来館する児童は、その途中に多かれ少なかれ何らかの悪い環境条件をもっていると考えられる。そこで、児童館としても、その地域の生活環境の実態を把握すると共に、悪条件の発生の可能性を十分に検討して、児童の来館帰館時の安全を確保することに努めなければならない。

##### ② 施設、設備の安全管理

児童館内における児童の安全を考える時に、児童の行動の特徴をあらゆる面から考慮して、児童館の施設、設備そのものの安全性を検査することが必要である。

例えば イ出入口の状態 ロ窓の高さ ハ床面の材質  
ニ室内の設備及び備品の配置 ホ電源、コードの管理  
ヘ階段の高さ トガラスや照明器具等の保護の状態  
チ非常用設備 リ屋上使用の場合の金網柵等について充分検討し、施設、設備の不備による危険から児童の安全を守ることに努力しなければならない。

##### ③ 備品、遊具の安全管理

備品、遊具に関する安全管理は、①備品、遊具そのものの安全性 ②児童がそれらを使用する際の安全な使用方法 ③備品、遊具を保管する場合の安全性などの検討が必要である。

例えば、トランポリン、とび箱などの運動具や工作道具そのものに欠陥はないか、また、それらの使用方法の指導の徹底、保管する場合の管理状態などについて充分な配慮が必要である。

##### ④ 児童の遊びの内容によっておこされる事故に関する安全管理

児童館においては、児童の活動を何らかの意味で禁止していることがある。たとえば、プロレスごっこ、硬いボールの投げっこ等、児童の行為そのものから生ずる危険性のあるものである。これらの危険な行為は指導によって避け得るものであるから、安全管理の面から、児童の

危険な遊びの発見や指導を徹底させることが大切である。

⑥ 非常災害時の安全管理

地震、火災等の非常災害時の避難方法について日頃から心がけ、来館児童にもよく指導しておくことが大切である。同時に、町内会や児童館に隣接する人々の協力を

得ながら、計画的な避難訓練を実施するなどの配慮が必要である。

なお、本報告は、昭和46年度厚生科学研究の一部である。